

弘仁期における俘囚・`夷俘` 観念の変化について

永田, 一

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

278

(終了ページ / End Page)

260

(発行年 / Year)

2014-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009957>

弘仁期における俘囚・^レ夷俘^レ 觀念の変化について

人文科学研究科 日本史学専攻
博士後期課程3年 永田

一

はじめに

宝亀五年（七七四）に始まり弘仁二年（八一一）に終結した蝦夷と律令国家との戦いは、古代東北史研究において三十八年戦争とよばれている。この戦いは東北地方に居住する律令国家側住民（百姓）と蝦夷の双方に多大な影響を与えたが、捕虜となった蝦夷、あるいは帰降した蝦夷の規模が一気に拡大し、その支配が律令国家にとって大きな課題となった。そして、対応の一つとして内国へ移配する政策がとられた。

俘囚の移配は三十八年戦争が始まる前の神亀二年（七二五）にはすでに行われていた。これに加え、延暦年間以降の史料からは内国に夷俘が居住していたことが確認できるようになるため、この頃から帰降した蝦夷・夷も移配されるようになったとされている。つまり、三十八年戦争を契機として、俘囚と帰降した蝦夷・夷という、どちらも律令国家に支配されることになった蝦夷系の人々ではあるが区別された二つの集団を内国に移配し、移配先の在地の支配秩序に組み込んで支配を安定化させなければならないという問題を広く全国的に抱えることになったのである。

これまで三十八年戦争終結後の在地における「民（百姓）」「夷（俘囚と帰降し

た蝦夷・夷）」の支配展開については、東北地方における支配のあり方に重点を置いて論じられることが多かった。しかし、弘仁年間に発せられた俘囚や夷俘を対象とする法令は俘囚や帰降した蝦夷・夷の全体に対するものであり、東北地方に居住する集団のみならず、内国に移配された集団も念頭に置いたものでもある。今日でも蝦夷や俘囚支配に関する研究は東北地方についてのものが中心となっているが、この移配された集団により注目することで、これまでとは別な側面が見えてくるのではないだろうか。本稿ではこうした視点を重視しつつ、九世紀における「民」「夷」支配の検討などを通じて、律令国家が俘囚や帰降した蝦夷・夷に対する觀念をどのように変化させていったのかについて考察する。

なお、俘囚と夷俘はどちらも征夷により律令国家に支配されることになった蝦夷を指す言葉だが、その区別については諸説ある。平川南氏は、俘囚とは小単位に分解され服属した蝦夷だとする。また夷俘とは、当初は帰降した蝦夷と俘囚を包括した概念を有する言葉だったが、延暦年間頃を境に、俘囚と対置される帰降した「蝦夷」および「夷」と同義に用いられる傾向があったとする。そして、弘仁年間の俘囚、夷俘の支配に関する諸政策を通じて、設定当初の両者の概念が変質し、その後、俘囚と夷俘の呼称の混乱がはじまると論じている。^① 今回の考察では、俘囚や夷俘の理解はこの平川氏の説に従うものとし、^② 夷俘^レと表記した場合には、帰降した「蝦夷」および「夷」を指すこととする。なお、史料に夷俘の語が用い

られていて、それを指す場合には、鉤括弧を付けて「夷俘」と記すこととする。

一 俘囚と「夷俘」の内国への移配

日本古代の史料において初めて俘囚の語が見られるのは『続日本紀』神龜二年（七二五）閏正月己丑条の「俘囚百卅四人配^三于伊予国」、五百七十八人配^三于筑紫^一、十五人配^三于和泉監^二焉」という記事である。これは移配の初見でもあり、俘囚という身分が最初から移配と密接な関係にあったことをうかがわせる。^③ 俘囚という身分の発生について、石母田正氏は、律令国家が夷狄身分としての「蝦夷」を設定したが、現実の「蝦夷」支配の進行は、「百姓―夷狄」という対立構造のみで捉えられない集団を生み出し、そうした集団を表す中間的身分として俘囚は生まれたとしている。^④

表1は俘囚と夷俘の移配の事例をまとめたものだが、俘囚の移配には時期ごとに傾向があったことが分かる。当初、俘囚は陸奥国・出羽国から畿内より西の国々、特に西海道諸国へ移配されることが多かった（表1―1―4）。しかし、延暦十四年の事例を境に、陸奥国から内国へ懲罰的な移配が行われるようになった（表1―5・6）。延暦末から弘仁年間にかけても懲罰的な移配が行われたが、この時期以降は一度内国に移配された俘囚や夷俘が内国の別の国に移配されるようになっており（表1―8・10・11）、延暦末年頃までに俘囚は西海道以外にも広く全国に移配されるようになっていたことがうかがわれる。天長年間には、俘囚の請願を聞き入れるかたちの移配が行われている（表1―12・13）。

夷俘の語の史料上の初見は『続日本紀』天平宝字二年（七五八）六月辛亥条の、前年八月以来、一千六百九十余人の「夷俘」が帰降したという記事である。ただし、この条文の「夷俘」とは、蝦夷と俘囚を合わせた意味として用いられている。^⑤ また、延暦年間以降の史料から内国に夷俘が居住していることを確認するこ

とができる。延暦十七年（七九八）には、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲国に対し、「夷俘」に時服や禄物を毎年支給することが命じられている。^⑥ また、延暦十九年（八〇〇）には甲斐国の「夷俘」を教諭することが命じられており、大同元年（八〇六）には近江国の「夷俘」六四〇人を防人に充てるため大宰府に移配している。^⑧

それでは、これら延暦年間以降の内国に居住する夷俘の性格とはどのようなものだったのだろうか。武廣亮平氏は、延暦―弘仁年間にかけて移配夷俘に対する法令が出されていることと、八世紀段階で移配されていた俘囚に関する法令が出されていないことが対照的なことから、両者は質的にも異なっていたことを指摘し、延暦―弘仁年間にかけて移配夷俘には「夷」（蝦夷）身分が含まれているとしている。^⑨ さらに、夷俘の移配は坂上田村麻呂の征夷をきっかけとしており、延暦十三年（七九四）以降に行われるようになったとしている。^⑩

確かに、弘仁五年（八一四）に出雲国で発生した俘囚荒檀の叛乱の鎮圧に貢献した夷第一等遠胆沢公母志という人物が見えるなど、内国に居住している夷の事例が弘仁年間以降に増えていく。よって、武廣氏が指摘するように、延暦―弘仁年間に移配された夷俘には帰降した蝦夷・夷（本稿で略称するところの「夷俘」）が含まれていると考えられる。^⑫

夷俘の移配を直接記した事例としては、大同元年（八〇六）に近江国から大宰府へ移配した例（表1―9）、貞観十一年（八六九）に諸国から大宰府へ移配した例（表1―14）、寛平七年（八九五）に諸国から博多警固所へ移配した例（表1―15）が確認できるが、いずれもすでに内国に居住している集団を改めて移配する二次的なものである。貞観十一年の例は、『日本三代実録』貞観十一年十二月五日戊子条と『類聚三代格』卷一八・夷俘并外蕃人事・貞観十一年十二月五日太政官符に記されているが、同一条文中に「俘囚」「夷俘」「俘夷」の語が使われている。「はじめに」でも述べたように、弘仁年間の政策を通じて俘囚と夷俘の

概念が変化し、やがて両者の混用がはじまるのだが、貞観年間頃にはその区別がかなり曖昧になっていたことが分かる。また、俘囚と夷俘とともに西海道諸国へ移配された事例が多いが、従来の防人に替わり沿岸防備に充てることを意図したものが多かった。

このように、俘囚の移配は神亀二年（七二五）頃から、夷俘（帰降した蝦夷・夷）の移配は延暦十三年（七九四）以降から行われたが、三十八年戦争終結時における律令国家の移配についての方針が示されているのが次の史料である。

（史料1）『日本後紀』弘仁二年（八一）十月甲戌条

甲戌、勅「征夷將軍參議正四位上行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等曰、省「今月五日奏狀」、斬獲稍多、帰降不_レ少。將軍之経略、士卒之戦功、於此而知矣。其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一。勉加_二教諭_一、勿_レ致_二騷擾_一。又新獲之夷、依_二將軍等奏_一、宜_二早進上_一。但人数巨多、路次難_レ報。其強壯者步行、羸弱者給_レ馬。

この史料によると、「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一」とあり、蝦夷が内国に移配され、俘囚は東北地方に留められるようになったことが知られる。これまでに確認した、俘囚と夷俘の移配の傾向の延長としてこうした政策がとられたと理解すべきだろう。俘囚は八世紀前半より内国へ移配されていたが、延暦年間頃から移配の対象に夷俘（帰降した蝦夷・夷）が含まれるようになり、弘仁二年の段階では俘囚は東北地方に留められ、蝦夷（つまり夷俘）を内国へ移配するようになったという経緯があった。

弘仁年間には、俘囚や夷俘の支配に関する法令が集中して発せられた。その主なものをまとめたのが表2である。これらの法令には夷俘の語が多く見られるが、それは、延暦→弘仁年間に移配された夷俘に、夷俘（帰降した蝦夷・夷）が含まれていることに対応するものと考えられる。三十八年戦争の終結により、律令国家にとっては俘囚や夷俘の支配の安定化が新たな問題として表面化し

たが、そこには「民（百姓）」と「夷（俘囚と夷俘）」の軌轢が東北地方だけでなく今後は全国で発生しかねないという課題が内包されていた。そのため、法令を整備し支配方針を明らかにすることが急がれたのである。

二 「不論民夷」についての検討

俘囚や夷俘に対する法令が整備された後、「不論民夷」という表現が史料に見られるようになる。これまでに、熊谷公男氏や田中聡氏がこの「不論民夷」という表現に注目し、東北地方における「民」「夷」支配について論じている¹³。本稿では、内国に移配された俘囚や夷俘に注目し、この「不論民夷」という表現について改めて考えていきたい。

六国史や『類聚国史』において、「民夷」「夷民」「民狄」「民俘」のように、「民」と「夷」「狄」「俘」のような律令国家に帰降した蝦夷系の人々を併記した事例をまとめたものが表3である¹⁴。全11例のうち、表3の1・2・4・6・8・10が賑給などの救済に関わる事例であり、基本的には大地震などの災害や大規模な飢饉が原因とされている¹⁵。このうち、斉衡二年（八五五）の事例（表3―8）は勅が出されており、残りの事例は詔が出されている。つまり、「不論民夷」という表現は、単に賑給などの救済を行ったことを記した文中に出てくるのではなく、詔や勅の中で意識的に使われた表現なのである。

賑給などの救済に関する詔や勅において「不論民夷」という表現が使われた最初の事例は、弘仁九年（八一八）の詔（表3―1）である。賑給が行われた際の詔や勅が全て残されている訳ではないので、「不論民夷」という表現が弘仁九年以前に使われていた可能性が全くないとは言えない。しかし、俘囚や夷俘が賑給や公粮支給といった救済や食料支給の対象に取り込まれた時期から推測すると、弘仁九年をさほど遡ることはないと思われる。では、俘囚や夷俘

が救済や食料支給の対象とされた経緯について確認していきたい。

〔史料2〕『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月己丑条

己丑、陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言、伝聞、押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者、先祖大伴部直征夷之時、到於小田郡嶋田村而居焉。其後子孫為夷被虜、歴代為俘。幸賴聖朝撫運神武威刃、拔彼虜庭、久為化民。望請、除俘囚名、為調庸民。許之。

史料2によると、大伴部押人の祖先は紀伊国名草郡の出身で、陸奥国小田郡嶋田村に土着した。その後の子孫が蝦夷の捕虜となったが、神護景雲三年までに蝦夷の捕虜から脱して俘囚となり、化民となったとある。これにより、俘囚は化民ではあるが、調庸民とは区別される存在だったことが確認できる。俘囚は身分的にはこのように位置づけられていたが、どうやらこの時点では賑給の対象とはされていなかったらしい。なぜなら、俘囚が賑給の対象と位置づけられたことが、これより後の史料に見えるからである。

〔史料3〕『日本後紀』弘仁四年（八一三）二月戊申条

戊申、制、損稼之年、土民・俘囚、咸被其災。而賑給之日、不及俘囚。飢饉之苦、彼此応同。救急之恩、華蛮何限。自今以後、宜准平民、預賑給例。但勲位・村長及給粮之類、不在此限。

俘囚は化民とされていたが長らく律令国家の救済対象とはされておらず、弘仁四年になってようやく賑給の対象とされた。俘囚の語の初出は神亀二年（七二五）なので、律令国家が俘囚という身分を設けて以来、少なくとも九十年近くにわたる賑給の対象と定められることがなかったのである。このように、一般の公民とはその処遇に明らかな違いがあった。

一方、夷俘に対しては、賑給の対象とされたことを明確に示す史料は見られない。しかし、『日本後紀』弘仁二年（八一二）二月癸酉条に「勅、諸国之夷唯仰公粮。宜其男女皆悉給粮。但不得及孫」とあり、「諸国之夷」に公

粮を支給すること、また子供の代まで支給を続けることが定められている。平川氏は、史料3において賑給の対象から外されているものの中に「給粮之類」とあるのは、弘仁二年に「諸国之夷」が公粮の支給対象とされていることに対応すると指摘している¹⁷⁾。平川氏の指摘に従えば、律令国家からすると、夷俘は弘仁二年の段階で食料支給の対象としていたため、弘仁四年にはあえて賑給の対象とはしなかったと解釈できる。このように、そもそも俘囚や夷俘は、律令国家の支配に組み込まれながらも、弘仁年間に律令国家がさまざまな法令を通じて支配方針を固めていくまで正式には救済対象・食料支給の対象と定められていなかった¹⁸⁾。その待遇が改善された後、賑給などの救済に関する詔や勅に「不論民夷」という表現が見られるようになるのである。

このように、賑給などの救済に関する詔や勅において「不論民夷」という表現が使われるようになったのはおそらく弘仁四年以降であり、早くても弘仁二年を遡ることはないと考えられる。それでは、弘仁九年（八一八）の事例（表3-1）について改めて見ていこう。

〔史料4〕『類聚国史』卷一七一・災異五・地震・弘仁九年（八一八）八月庚午条
庚午、遣使諸国、巡省地震。其損害甚者加賑恤。詔曰、朕以虚昧、欽若宝图。撫育之誠、無忘武步。王風猶鬱、帝載未熙。咎徵之臻、此為特甚。如聞、上野国等境、地震為災、水潦相仍、人物凋損。雖云天道高遠、不可得言、固応政術有虧、致茲靈譴。自貽民瘼、職朕之由。薄德厚顔、愧于天下。静言厥咎、実所興嘆。豈有民危而君独安、子憂而父不念者也。所以殊降使者、就加存慰。其有因震潦居業蕩然者、使等与所在官司斟量、免今年租調、并不論民夷、以正税賑恤、助修屋宇、使免飢露。压没之徒、速為歛葬。務尽寛惠之旨、副朕洒管之心。

この史料には、どの地域の地震に対する賑恤なのかが書かれていない。しかし、

『類聚国史』巻二七一・災異五・地震・弘仁九年（八一八）七月条に「相摸・武蔵・下総・常陸・上野・下野等国地震。山崩谷埋数里。圧死百姓不_レ可_二勝計_一」とあり、史料4と対応すると考えられる。

史料4は管見の限り「不_レ論_二民夷_一」という表現が使われた最初の事例だが、東北地方ではなく関東地方の地震に関するものである。^⑩これは以下の点で重要だと考える。まず、賑給などの救済に関する詔や勅は天皇制支配のイデオロギーが最も明確に示されるものだが、その中で用いられている「不_レ論_二民夷_一」という表現は東北地方の「民」「夷」支配のみを念頭に成立、使用した訳ではないことである。^⑪もう一点は、東北地方のみならず内国においても「民（百姓）」と「夷（俘囚や_レ夷俘_レ）」が存在する社会状況が自明の前提とされており、そうした社会状況を表す文言を勅や詔に意識的に用いることで天皇の徳の高さを示そうとしていることである。

「不_レ論_二民夷_一」という表現は弘仁年間の俘囚や_レ夷俘_レに対する法令の整備を経た後にこそ現れ得るものである。また東北地方に居住する集団だけでなく、内国に移配された俘囚や_レ夷俘_レも対象として用いられている。つまり、「不_レ論_二民夷_一」賑給などの救済を行う支配政策は、八世紀代には成立し得ず、明らかに九世紀に入ってから成立したものである。

三 「民」「夷」支配の二面性

（1）弘仁年間の警戒から天長年間の警戒と評価へ

「不_レ論_二民夷_一」という表現は賑給などの救済に関する詔や勅の中で意識的に使われるようになった。これは賑給という機会において律令国家の支配領域内に存在する「百姓」と「すでに服属した俘囚や_レ夷俘_レ」という身分の異なる人間集団を対比的に扱うことで天皇の徳の高さを示す構造になっている。そもそも、

弘仁年間以降における「民」「夷」支配とはどのような性格のものだったのだろうか。これを明らかにするために、まずは「民」と対置する存在とされた俘囚や_レ夷俘_レの性質を律令国家がどのように把握していたのかについて、延暦年間～天長年間頃の史料から検討していきたい。

延暦年間後半には俘囚に加え_レ夷俘_レの移配も開始されていたが、この頃から内国に移配された俘囚や_レ夷俘_レが強く警戒されていたことを示す史料が多く見られるようになる。

（史料5）『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年（八〇〇）五月己未条
己未、甲斐国言、夷俘等狼性未_レ改、野心難馴。或凌_二突百姓_一、_レ奸_二略婦女_一。或掠_二取牛馬_一、任意乗用。自_レ非_二朝憲_一、不_レ能_二懲_レ暴_一。勅、夫招_二夷狄_一以入_二中州_一、為_二変_レ野俗_一以靡_中風化_上。豈任_二彼情_一、損_二此良民_一。宜_二国司

懇々教諭_一。若猶不_レ改、依_レ法科処。凡_レ厥置_二夷諸国_一、亦同准_レ此。

この史料によると、甲斐国に移配された「夷俘」は「狼性未_レ改、野心難馴。或凌_二突百姓_一、_レ奸_二略婦女_一。或掠_二取牛馬_一、任意乗用。自_レ非_二朝憲_一、不_レ能_二懲_レ暴_一」とされている。また、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）十月戊午条には播磨国の俘囚が多櫛嶋へ配流されたことが見えるが、その理由は「以下不_レ改_二野心_一、屢違_中朝憲_上也」とされている。夷俘長の設置を定めたことが見える『日本後紀』弘仁三年（八一二）六月戊子条には「諸国夷俘等、不_レ遵_二朝制_一、多犯_二法禁_一。雖_二彼野性難_レ化、抑此教諭之未_レ明_一」とある。さらに『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・弘仁七年（八一六）八月甲午条には「因幡・伯耆両国俘囚等」が入京し直訴したことが見えるが、「夷俘之性異_二於平民_一。雖_レ從_二皇化_一、野心尚存_一」とある。

このように、延暦年間後半～弘仁年間中頃の史料からは律令国家の強い警戒心がうかがわれるとともに、その記述には一定の傾向がある。すなわち、「狼性」「野心」「野性」が改まらない、「朝憲」「朝制」のような国家の法を守らない、「良民」

「百姓」を害する、という共通点が見出せる。

ところが、天長年間に入ると律令国家が移配された俘囚や、夷俘を積極的に評価する動きが見られるようになる。

(史料6)『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・天長五年(八二八)七月丙申条

丙申、肥前国人白丁吉弥侯部奥家叙「少初位上」。奥家既染「皇風」、能順「教令」。志同「平民」、動赴「公役」。修「造官舎及池溝道橋等」。未「有」懈倦「。加以国司入部之日、送迎有「礼」、進退無「過」。野心既忘、善行可「嘉」。

史料6には吉弥侯部奥家という人物が叙位されたことが記されており、叙位の直接の要因は官舎や池溝道橋等を修造し、国司入部の日の送迎に礼があつたという姿勢を評価したためとされている。しかし、その前提として吉弥侯部奥家は「既染「皇風」、能順「教令」。志同「平民」動赴「公役」という人物だと評されている。天長年間に俘囚が叙位された事例としては、他に次のような例もある。

(史料7)『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・天長六年(八二九)六月丙子条

丙子、俘囚勳十一等吉弥侯部長子、与「父母」共帰「皇化」、移「配尾張国」。野心不「聞」、孝行已著。特叙「三階」、俾「勸」倫輩「」。

(史料8)『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・天長六年七月丙申条

丙申、越中国俘囚勳八等吉弥侯部江岐麻呂叙「從八位上」。江岐麻呂、□染「皇化」、志同「良民」。教「諭」等倫「」、興「行」礼儀「」。仍叙「文位」、俾「申」勸励「」。

史料7の吉弥侯部長子は孝子としての表彰の叙位であり、史料8の吉弥侯部江岐麻呂は「教「諭」等倫「」、興「行」礼儀」が評価されている叙位である。このように律令国家が俘囚や、夷俘を積極的に評価し叙位する事例が天長年間頃に集中して見られる。

律令国家の移配俘囚や、夷俘への対応が、弘仁年間から天長年間の間にこのように異なつた様相を呈するようになったのはなぜか。その背景については、移配俘囚・夷俘側と律令国家側、それぞれについて考える必要がある。

まず、移配俘囚と、夷俘側について確認していきたい。弘仁年間の法令整備を経てある程度の期間が経過すると、移配俘囚や、夷俘のなかに儒教的な道徳観にかなつた行いを実践する者が現れだした。史料7、8に見える吉弥侯部長子や吉弥侯部江岐麻呂らは、「皇化」に帰し、さらに「孝行已著」「教「諭」等倫「」、興「行」礼儀」という行爲が評価されている。こうした行いを実践する者は、移配されてまだ間もない弘仁年間頃には現れなかつたのだろう。

そしてもう一つ、移配俘囚や、夷俘が律令国家の当初の想定を超えた経済的成長を見せ、在地の支配において無視できない存在となるケースが出てきたことが指摘できる。史料6の吉弥侯部奥家は官舎や池溝道橋の修造に関わっているが、これは彼が富豪となつていたことを推測させる。また天長五年(八二八)には、豊前国の俘囚吉弥侯部衣良由と豊後国の俘囚吉弥侯部良佐閑が百姓に酒や食料を供出したことにより叙位された例や、天長十年(八三三)に、筑後国夷第五等都利別公阿比登が私稲を供出し弊民を救つたことにより叙位された例なども確認することができる。⁽²⁾このように、移配俘囚や、夷俘の中には富豪に成長したものがいた。こうした発展も、移配後に在地に根ざした勢力となるまでの期間なくしては成し得なかつたことである。

以上の二点を、弘仁年間から天長年間の間における、移配俘囚と、夷俘側の変化・発展としてあげることができる。

続いて律令国家側について考えていきたい。移配俘囚と、夷俘側が見せた変化や発展は律令国家の積極的な評価を引き出したが、それは律令国家の警戒を解くまでに到つたのだろうか。史料6、8のような事例は叙位に関連したもので、あくまで個人を評価したものである。また、史料7、8において律令国家の本来に意図するところは「俾「勸」倫輩」「俾「申」勸励」という点にあると考へるべきだろう。吉弥侯部長子や吉弥侯部江岐麻呂らへの叙位は、そうした一部の者を積極的に評価することで、彼らを通じて律令国家に恭順する姿勢と儒教

的な道徳観を周囲に広げ皇化を徹底させることを期待した、一種のパフォーマンス的なものと言える。

八〇九世紀における俘囚や「夷俘」に対する叙位の大半が軍功によるものであることと比べると、律令国家が軍功以外の理由で叙位を行うようになったこと自体は、俘囚や「夷俘」の変化・発展がもたらしたものであり、この時期を中心に見られる特徴と言える。しかし、単純に延暦・弘仁年間初め頃に見られた俘囚や「夷俘」に対する警戒が全面的に解かれたことにはならない。

律令国家が彼らを警戒し続けていたことは、史料6・7・8において叙位の直接的要因の他に、その前提として「能順」教令、「帰」皇化、「染」皇化」と評されていることに現れていると思われる。そもそも、こうした前提条件が述べられているのはなぜか。ここで参考としたいのが、小林隆氏による化内の定義についての指摘である。小林氏は、化内には①天皇の教化を被る、②律令格式を適用される、という二つの定義があり、これらは化内の二側面を言い表したものであつて、化内とは律令格式を介して天皇の教化を被るという意味合いの概念だったと論じている。²³⁾天長年間から「能順」教令、「帰」皇化、「染」皇化」といった評価をされていることは、まさしくこの化内の定義に関わるものである。これらは化内であれば満たしている当然の条件であり、それが史料6・7・8にわざわざ記されているのは、俘囚や「夷俘」がなお警戒されていたことの現れなのである。

(2) 「民」「夷」支配の二面性

このように、律令国家の俘囚や「夷俘」に対する態度は、延暦・弘仁年間初頭は警戒、天長年間頃からは警戒と評価、というように変化していると言える。こうした変化の過渡期にあつて注目されるのが次の史料である。

(史料9)『日本後紀』弘仁五年(八一四)十二月癸卯朔条

癸卯朔、勅、帰降夷俘、前後有_レ数。仍量_二便宜_一安置。官司百姓、不_レ称_二彼姓名_一、而常号_二夷俘_一。既馴_二皇化_一、深以_レ為_レ恥。宜_二早告知_一、莫_レ号_二夷俘_一。自今以後、随_二官位_一称_レ之。若無_二官位_一、即称_二姓名_一。

この史料からは、「官司百姓」と「夷俘」との間に対立感情があつたこと、日常において「夷俘」と呼ぶことが身分的な差別を表す決定的な意味を持っていたことなど、在地社会の状況を読み取ることができる。これに対し、律令国家は「夷俘」が「既馴」皇化、深以_レ為_レ恥であることと把握し、これを積極的に評価して「夷俘」と呼ぶことを停止し、官位姓名で呼ぶことを定めている。律令国家としては、「民(百姓)」と「夷(俘囚や「夷俘」)」が存在する社会状況を前提としながら、百姓と俘囚や「夷俘」との対立をなくし、支配を安定化することを志向していたことがうかがえる。

史料9の内容を見る限り、律令国家は在地における「官司百姓」と「夷俘」の対立をなくそうとしている。これは一面では、両者の統一化を目指しているように見える。しかし問題は、「夷俘」と呼ばれることが彼らにとって「深以_レ為_レ恥」ということを承知しておきながら、「夷俘」という身分を解消しようとはしていないことにある。

蝦夷、そして俘囚や「夷俘」を公民化した事例は史料上にいくつも見出せるが、数百人という大規模な公民化の最後の事例は、弘仁三年(八一二)に陸奥国の遠田郡・小田郡の田夷三九六人に賜姓し公民としたものである。²⁴⁾また、個人単位での公民化の最後の事例は、弘仁十三年(八二二)に常陸国の俘囚吉弥侯部小槻麻呂を公民化したものである。²⁵⁾蝦夷、俘囚や「夷俘」の公民化の全てが史料に残っているとは考え難いが、公民化の事例が断続的にでも長期にわたり見られるのではなく、弘仁年間以降は全く史料上で確認できなくなるのは、やはりその後の方針としても俘囚や「夷俘」身分を解消する、全面的な公民化は目指さなかつたということの現れなのだろう。

史料9の勅から読み取るべき点は、律令国家は在地での「民」と「夷」の対立をなくして支配を安定させようとはしたが、「夷俘」という身分そのものは解消しない方針だったということである。これは、支配の実態面と、支配のイデオロギー面で、律令国家は二面性を維持する方針をとったということに他ならない。

九世紀の東北地方における「民」「夷」支配の特徴について熊谷公男氏は、律令国家は両者の融合を進めたと指摘した。⁽²⁶⁾一方、田中聡氏は「民」「夷」を別個のグループとする観念を前提にしていたと指摘している。⁽²⁷⁾両氏の見解は相反するように見える。しかし、熊谷氏は支配の実態面について、田中氏は支配のイデオロギー面についてそれぞれ指摘しているのであり、必ずしも相容れないものではない。両氏の指摘はそれぞれ律令国家の一側面を指摘したものであり、それは東北地方のみならず、俘囚や「夷俘」が移配された内国でも同じだったのである。

改めて、史料7・8などに見られる、天長年間の俘囚や「夷俘」を評価しての叙位について考えてみよう。一般の「民（百姓）」以上に儒教的な道德観にかなった行為を実践した「夷（俘囚や「夷俘」）」を褒賞し、周囲の「夷」に皇化を広げさせるものである。しかし、そのパフォーマンスは同時に周囲の「民」も目にするものになっただろう。そして、「夷」の間に皇化が広がりつつあることが「民」に対して示された。これにより、「民」は「夷」に対する警戒や恐怖心を多少なりとも和らげることになるだろうが、律令国家は決して俘囚や「夷俘」の身分を解消し、「民」と同じ公民として両者を統合することはないのである。天長年間を中心に見られる、俘囚や「夷俘」を評価しての叙位は、二面性を維持するための律令国家のしたたかな政策だと理解すべきである。

しかし、律令国家はこの二面性維持という方針で俘囚や「夷俘」の支配の安定化を達成することはできなかった。東北地方においては、承和年間から斉衡年間にかけて騒乱が発生し、⁽²⁸⁾後には元慶の乱が発生する。内国に目を向けると、弘仁五年（八一四）には出雲国の俘囚荒糧が反乱を起し、⁽²⁹⁾上総国では嘉承元年（八

四八）に俘囚丸子廻毛らの反乱、⁽³⁰⁾貞観十二年（八七〇）に「夷俘」の反乱、⁽³¹⁾元慶七年（八八三）に俘囚の反乱が発生しており、下総国では貞観十七年（八七五）に俘囚の反乱が発生している。⁽³²⁾律令国家は「民」「夷」の対立に、その後も長く悩まされ続けることになる。こうした現実が、俘囚や「夷俘」を警戒し続けた背景にあるのは明らかである。上総・下総両国で発生した俘囚や「夷俘」の反乱について検討した武廣亮平氏は、これらの反乱は一見すると無秩序、偶発的に見えるが、国府や国分寺などを襲撃対象としており、反国衙闘争、反国家イデオロギー闘争の性格を帯びたものではないかと指摘している。⁽³³⁾

東北地方のみならず、内国に移配された俘囚や「夷俘」も長期にわたって反乱を起し続けた。その原因には、在地における「民（百姓）」と「夷（俘囚や「夷俘」）」の支配安定化のための有効な政策を弘仁期以降も継続して打ち出すことができなかった支配の実態面における問題もある。しかし、俘囚や「夷俘」の全面的な公民化という方針をとらず、律令国家が「民」「夷」を区別したまま支配しようとしたことにこそ本質的な部分が求められるだろう。支配の実態面に問題を抱えながら、こうした支配イデオロギーを押しつけ続けられ、いずれ俘囚や「夷俘」が反発を示すことは明らかだったはずだが、なぜ律令国家は対応を変化させることができなかったのか。これには、「民（百姓）」と対置する存在として実際には服属した蝦夷の身分である俘囚と「夷俘」を「夷」に設定するに至る、この時期における律令国家の俘囚と「夷俘」に対する観念の変化そのものが深く関わっていると思われる。

四 俘囚と「夷俘」に対する「夷狄」観念の付加

(1) 俘囚・「夷俘」と「夷狄」観念の接近、そして付加

弘仁年間における法令整備以降、律令国家は俘囚や「夷俘」の支配について個

別の問題に対処することはあっても、法令をさらに整備・拡充するなどし、在地における「民」「夷」支配をさらに安定させる有効な政策を打ち出すことができないまま、支配イデオロギー面で「民」「夷」を区別した支配を続けていくことになった。しかし、律令国家がこの区別にこだわりを見せていく弘仁年間頃に、俘囚や「夷俘」に対する觀念そのものが変化していく様子が次の史料からうかがわれる。

〔史料10〕『類聚国史』卷八三・政理五・正税・弘仁七年（八一六）十月辛丑条

辛丑、勅、延暦廿年格云、荒服之徒未_レ練_二風俗_一、狎馴之間不_レ収_二田租_一。其徴収限待_二後詔_一者。今夷俘等、帰化年久、漸染_二華風_一。宜_下授_二口分田_一、經_二六年已上_一者、從収_中田租_上。

〔史料11〕『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁八年（八一七）九月丙申条

丙申、常陸国言、依_二去年十月格_一、須_下經_二六年已上_一夷俘口分田収_中其租_上、而夷俘等雖_レ霑_二厚恩_一、未_レ免_二貧乏_一。伏望、暫免_二田租_一、以優_二夷狄_一者。許_レ之。

これらの史料によると、弘仁七年（八一六）に班給してから六年以上が経過した「夷俘」の口分田から田租を徴収することが定められたが、その翌年に常陸国からの申請により、「夷俘」からの田租徴収を撤回したことが確認できる。「夷俘」とあるが、「夷俘」（帰降した蝦夷・夷）のみが田租徴収の対象とされたとは考えがたく、この場合は俘囚と「夷俘」の両方を指すと思われる。ここで注目したいのが、史料10には「今夷俘等、帰化年久、漸染_二華風_一」とありながら、史料11では「以優_二夷狄_一」とあることである。つまり、帰化して数年を経ており、一度は田租徴収も可能と判断した俘囚や「夷俘」のことを、翌年には「夷狄」と表現しているのである。

史料11の事例より前に俘囚ないし「夷俘」を指して「夷狄」と表現したと見られる事例は二つほど確認できる。その一つが次の史料である。

〔史料12〕『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十一年（七九二）正月丙寅条

丙寅、陸奥国言、斯波村夷胆沢公阿奴志己等、遣_レ使請曰、己等思_レ歸_二王化_一、何日忘之。而為_二伊治村俘等所_レ遮、無_レ由_二自達_一。願制_二彼遮闕_一、永開_二降路_一。即為_レ示_二朝恩_一、賜_レ物放還。夷狄之性、虚言不実、常称_二帰服_一、唯利是求。自今以後、有_二夷使者_一、勿_レ加_二常賜_一。

律令国家は夷胆沢公阿奴志己を敵対する蝦夷ではなく一応帰降した蝦夷、すなわち「夷俘」と認識していたと思われるが、「夷狄之性」について警戒すべきとしている。ここでは、完全に敵対する蝦夷勢力も含めていられるかもしれないが、主に律令国家側に服属したと確証の持てない勢力を「夷狄」と言い換えていると考えられる。

そしてもう一つの例が、史料5として掲げた『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年（八〇〇）五月己未条の甲斐国の例である。「勅、夫招_二夷狄_一以入_二中州_一、為_下変_二野俗_一以靡_中風化_上」とあるが、条文全体の内容から、甲斐国の「夷俘」をはじめとして内国に移配された俘囚や「夷俘」全般を指して「夷狄」と表現していると見るべきだろう。

史料12の場合はいつ律令国家と敵対するか分からない、去就不明の勢力を指して「夷狄」と言っているのは確実である。また、第一章にて述べたように夷俘の内国への移配は延暦十三年（七九四）以降と考えられるため、史料5の場合、甲斐国へ「夷俘」が移配されてからあまり時間が経過しておらず、まだ十分に教諭する期間がなかった。つまり、弘仁七年以前においても俘囚や「夷俘」を「夷狄」と言い換えて表現する事例はあるが、それは服属したという確証が持てない、あるいは十分に教諭できていない集団を指していることである。これらの場合、「敵対する蝦夷」から俘囚や「夷俘」身分に変わったばかりの集団で、もともと「夷狄」だったのだから、その性質に警戒すべきだと律令国家は認識していることになる。

石母田正氏は、天皇の統治のおよぶ範囲を「化内」、その外部の領域を天皇の教化のおよばない「化外」とし、「化外」を①隣国Ⅱ唐、②諸蕃Ⅱ新羅など朝鮮諸国、③夷狄Ⅱ蝦夷・隼人、の三類型に区分する日本を中心とする小帝国構造が大宝律令の制定時に成立したとしている。⁽³⁵⁾『令集解』賦役令15没落外蕃条古記には「毛人・隼人」は「不_レ足_レ称_レ蕃」とあり、また『令集解』賦役令10辺遠国条古記には夷狄とは「毛人・肥人・阿麻弥人等之類」としているように、毛人Ⅱ蝦夷は化外の夷狄とされている。⁽³⁶⁾

このように、律令によって示された支配構造上は化外の蝦夷を夷狄としていたのであり、すでに服属した蝦夷の身分である俘囚や「夷俘」を「夷狄」と表現すること自体、これとは矛盾する。無論、律令の条文や『令集解』諸説は「夷狄」の法的位置づけに関するものであり、史料の性格が異なる『続日本紀』以下の国史や『類聚国史』などに見られる「夷狄」の用例は、あくまで四夷観念にもとづいた修飾的な表現であるとも考えられる。しかし、当時の律令国家の支配意識の変化を考察するうえで、蝦夷ではなく俘囚や「夷俘」を「夷狄」と言い換えるようになってきたこと自体を、やはり看過してはならない。

延暦年間の史料5・12については、「敵対する蝦夷」から俘囚や「夷俘」身分に変わったばかりの集団が対象だったため、まだ蝦夷に極めて近い性質が残っていると警戒していたことの現れとして、「夷狄」と表現したと一応理解できる。しかし、史料10・11に見る弘仁七・八年頃の場合は段階的に異なるのではないか。史料10において、「夷俘」が「帰化年久、漸染_二華風_一」とされているのは、律令国家が弘仁年間の法令整備などを通じて、俘囚や「夷俘」を皇化し、安定した支配により田租徴収の対象とし得る存在にしたという認識を示したということだろう。無論、第三章において述べたように律令国家は基本的には警戒心を解いておらず、田租徴収を実施するための名目的な評価であることは差し引いて読むべきである。だが、この場合は、もはや「帰化年久、漸染_二華風_一」と評価した「夷俘」

に、本来は未服属の蝦夷が担っていたはずの「夷狄」という観念を付加してしまっていると考えなくてはならない。

俘囚や「夷俘」身分と「夷狄」観念の接近は、延暦年間頃から見られる。しかし、延暦年間の場合は、この時対象となった俘囚や「夷俘」の性質が、敵対する蝦夷とそう変わらない性質であると警戒されていたことによる。弘仁年間の場合は、一度は十分に皇化したと評価した俘囚や「夷俘」に、「夷狄」観念を付加する段階に至っているのである。

(2) 「夷狄」観念付加の背景

なぜ、律令国家は俘囚や「夷俘」に対する認識をこのように変化させることになったのだろうか。その背景には、すでに先学によって指摘されている日本を中心とした小帝国構造の矮小化の問題が関わっていると思われる。

『日本後紀』から『日本三代実録』までの国史や『類聚国史』を見ていくと、弘仁年間以降から「蝦夷(エミシ)」の語の用例は急に減少する。管見の限りでは、『日本後紀』弘仁二年(八一二)十二月甲戌条の「陸奥国_ノ蝦夷等」という記述の後には、『日本三代実録』元慶五年(八八二)五月三日庚戌条にみる「陸奥蝦夷詔語」しかなく、その「蝦夷詔語」も役職名であって東北地方に居住する人々を直接「蝦夷」と表しているわけではない。「蝦夷」の語の用例は三十八年戦争の終結を境として急に見られなくなるのだが、それはすなわち、律令国家側から東北地方の敵対勢力に対する(時に軍事行動を伴った)強硬な力が働き続けた時のみ、その敵対勢力を指して「蝦夷」という言葉が使用されたということを意味する。

三十八年戦争終結後も郡制が施行された地域より北には当然未服属の集団が残っていたはずだが、それらを指して「蝦夷」と表現することがなかったのはなぜか。それは「蝦夷」が、日本を中心とする小帝国構造を律令国家の中枢部が実力

をもって示そうとした期間においてのみ具現化し得る、国家の「夷狄」支配イデオロギーと不可分の存在だったからではないだろうか。これは、小帝国構造が最も顕著に示される蝦夷の朝貢からうかがうことができる。

東北地方に居住する蝦夷の中央への朝貢は七世紀代からすでに行われており、奈良時代に入ってから続けられていた。しかし、『続日本紀』宝龜五年（七七四）正月庚申条に蝦夷・俘囚の入朝を停止したことが見え、これ以後は基本的に行われなくなった。奈良時代に朝貢した蝦夷や俘囚の居住地は史料に詳しくは記されていないが、郡制が施行されていない地域の集団も含まれていたと推測される。

『続日本紀』靈龜元年（七一五）十月丁丑条に二人の蝦夷が陸奥国の香河村と閉村の地に郡を設置し、住民を編戸民化して欲しいと願い出ていることが見えるが、香河村への建郡を請願した陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈という人物は蝦夷爵を有しており、以前から律令国家とのつながりを有していたと考えられる。また、閉村への建郡を申請した蝦夷須賀君古麻比留は「先祖以来、貢_レ献昆布」と述べており、こちらはかなり以前から律令国家に貢納する関係を結んでいたようである。さらに、宝龜五年（七七四）の入朝停止後、延暦十一年（七九二）に臨時の措置として陸奥国夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀・俘囚吉弥侯部荒嶋らに入京が許された事例があるが、弓野正武氏によると爾散南公氏や宇漢米公氏の故郷は北上盆地北部とされる。⁽³⁸⁾ 六国史上に見える東北地方の最後の建郡は弘仁二年（八一二）の和我・裨縫・斯波の三郡の設置であり、⁽³⁹⁾ 延暦十一年に入朝した爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀も、郡制が施行されていない地域に居住しながら律令国家とのつながりを持っていたことになる。

このように、郡制が施行されていない地域の蝦夷や俘囚のなかにも律令国家とつながりを持つ集団があり、また入朝した事例もあることから、奈良時代に朝貢した蝦夷や俘囚にも、郡制が施行されていない地域の集団が含まれていた可能性は高いと考えられる。つまり、この時期の蝦夷や俘囚の朝貢とは、郡制がまだ施

行されていない地域の集団が天皇の徳を慕って都に朝貢したという意味を持つていたのである。

また、律令国家側から東北地方の敵対勢力に対する（時に軍事行動を伴った）強硬な力が働き続けるという現象を伴うことにより、支配思想上は、郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚と中央を直接結びつけるほど、天皇の徳が強力に波及したという体裁を現出した。

ところが、延暦十一年の臨時的な入朝許可の後、東北地方に居住する蝦夷や俘囚が都に朝貢することは完全に途絶えてしまう。そして、弘仁年間に入ると、_レ夷俘_レの節会参加を許可する政策がとられる。弘仁三年（八一二）に夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下爾散南公独伎・播磨国印南郡稚少領外従五位下浦田臣山人が節会の際に入京することを許可し、弘仁六年（八一五）には、「撰津・美濃・丹波・播磨等国夷俘」で五位以上の者が節会に参加することを許可している。⁽⁴⁰⁾ そして、こうした畿内周辺諸国の_レ夷俘_レの節会参加は、九世紀後半以降に近江国に居住する俘囚に固定され、やがて白馬節会や豊明節会などの「豊樂院型節会」を中心に参加する形となり、平安時代末期まで続けられた。⁽⁴¹⁾ その一方で東北地方に居住する俘囚や_レ夷俘_レは、貞観年間頃には鎮守府で「正月・五月二節」に参加するようになっていた。⁽⁴²⁾ つまり、畿内周辺諸国の俘囚や_レ夷俘_レを中央での節会に参加させ、東北地方に居住する俘囚や_レ夷俘_レは鎮守府での節会に参加させるよう固定したのである。

これは、奈良時代に見られた、郡制が施行されていない地域の蝦夷や俘囚が天皇の徳を慕って都に朝貢してくる形態をとらせることができなくなったこと、そして日本を中心とする小帝国構造が矮小化してしまったことを露呈するものである。また、三十八年戦争を終結させ、郡制施行領域の拡大や、武力で蝦夷を制圧し支配下に組み入れていくといった実力の誇示を放棄したことにより、支配思想上においても、天皇の徳を化外の地にさらに波及させていくという意識が減退し、

中央と郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚を直接結びつけるという考えを放棄せざるを得なくなった。

律令国家は小帝国構造を維持するうえで厳しい状況に立たされた。だが、もはや中央の人々は郡制が施行されていない地域から蝦夷や俘囚を呼び寄せることは放棄しており、畿内周辺から節会に参加しに来る俘囚や「夷俘」を利用することしかできなくなっていた。そのため、蝦夷が担っていた「夷狄」観念を俘囚や「夷俘」に徐々に付加するようになっていったと推測される。⁴³

こうした、蝦夷の朝貢停止、俘囚や「夷俘」の節会参加という動向は、先に述べた俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念の接近、そして付加という段階的な動きと基本的には合致する。すなわち、宝龜五年に蝦夷の朝貢が停止し、中央の人々と東北地方の蝦夷・俘囚が直接つながる機会が失われた後、まず延暦年間に俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念が接近する。そして、中央の人々が節会の場などで畿内周辺諸国の「夷俘」や俘囚とつながるようになった頃、「夷狄」観念を付加する段階に至ったと考えられるのである。⁴⁵

おわりに

弘仁年間に入り、律令国家は「民」と「夷」が内国に存在する社会状況を自明の前提とした支配を展開していった。その際、「夷」とされた俘囚と「夷俘」支配については、支配の実態面と、支配のイデオロギー面で、律令国家は二面性を維持する方針をとった。支配の実態面では、「民」と「夷」の対立を解消し支配の安定化を目指したが、支配のイデオロギー面では、俘囚や「夷俘」身分を解消し、公民法することはなかった。この「民」「夷」が存在する状況を維持しようとしたが、東北地方のみならず内国においても、俘囚や「夷俘」の反乱が続発する。その背景には、支配の実態面における問題もあったが、根本的な原因は支配

のイデオロギー面にあった。

俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念は延暦年間頃より接近し、弘仁年間には俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念が付加されるようになった。こうした観念的变化が起こった背景には、三十八年戦争を終結させ実力を誇示できなくなったため、天皇の徳を化外の地にさらに波及させていくという意識が減退するという支配思想上の問題を招き、郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚を都に朝貢させることも放棄しなければならなくなったことや、矮小化しつつある小帝国構造をなんとか存続させようとしたという状況があった。

九世紀における天皇の徳を化外へ波及させる意識の減退について、関連する事象として注目されるのが、渡来した新羅人に対する措置の変化である。佐伯有清氏は、承和元年（八三四）以降は新羅人の帰化を認めず放却するようになることから、新羅人に対する排外思想が発生するのは承和年間の八三〇年代からであると指摘し、律令国家は新羅を蕃国と見なしてきたが、律令体制の解体期に新羅商人が盛んに来航する姿を見たことで新羅が巨大な国に映り、その反動として偏狭な排外意識が生まれたとする。⁴⁶ 新羅人の帰化を認めることは、本来は天皇の徳を示す象徴的な行為のはずなのだが、承和年間以降はそれを放棄したということである。もはや新羅人が天皇の徳を慕って来るという考えを失っており、天皇の徳が国郡制の領域外に必ずしも波及し続けるものではないと律令国家は自覚しつつあったということだろう。

また、村井章介氏は新羅問題を中心に日本の対外関係の様々な事例を幅広く検討し、九世紀には、日本の支配層において「王土」が閉じた空間としての「国土」にすぎないことを思い知ることになったこと、また境外の夷人が徳化の対象から恐怖の発源へと変貌をとげたことなどを論じている。⁴⁷ 三十八年戦争の後、郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚に朝貢させることを放棄したこと、そして国史から「蝦夷」の語の用例が減少し、俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念が付加されるといった

事象は、村井氏の指摘とも関わるものと考ええる。

本稿の考察は、このように佐伯氏や村井氏による研究と密接に関わる部分があるが、律令国家による俘囚や「夷俘」支配という両氏とは異なる視点からの検討を通じ、三十八年戦争の終結を契機として、弘仁年間前半に天皇の徳を化外へ波及させる意識が減退し、日本を中心とする小帝国構造が矮小化・変化する一つの局面があったことを指摘できたと思う。

論じ残した部分は多いがここで擱筆し、諸氏のご批正を乞いたい。

(1) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』

吉川弘文館、一九八七年)

(2) 宝龜五年から延暦十一年にかけての夷俘の事例について前後の史料と比較し、どのような集団を指すのかを検討すると、蝦夷と俘囚を指す事例も僅かにあるが、基本的に俘囚とは異なる「国家と関係を持った蝦夷」という意味で夷俘の語が使われる傾向が見られた。これが延暦年間以後、俘囚と対置される帰降した「蝦夷」および「夷」と同義に用いられる傾向へとつながると考えられるため、平川氏の説に従いたいと考える。拙稿「夷俘と俘囚」(榎森進・小口雅史・澤登寛聡編『エミシ・エゾ・アイヌ アイヌ文化の成立と変容―交易と交流を中心として―』上、岩田書院、二〇〇八年。初出は、澤登寛聡・小口雅史編『アイヌ文化の成立と変容―交易と交流を中心として―』法政大学国際日本学研究所、二〇〇七年。)

(3) 俘囚や「夷俘」(帰降した蝦夷・夷)の内国への移配の目的については以下の四つの説が提唱されている。

① 律令国家に抵抗する勢力の分散隔離を目的としたとする説。板橋源「古代蝦夷内国移配考」(『岩手史学研究』一二六、一九五六年)

② 関東地方や東北地方南部からの移民と対になる形で在地の住民を内国に移配し、同時に在地における住民の勢力分断をねらった住民交換策とする説。工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本』八・東北、角川書店、一九七〇年)

③ 小帝国主義の基盤の維持・再編成に関わるもので、夷狄を含む社会構造を創出することを目的としたとする説。伊藤循「律令制と蝦夷支配」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)

④ 俘囚に対する禄等の支給による財政負担を諸国に分担させることを目的としたとする説。今泉隆雄「律令国家とエミシ」(須藤隆・今泉隆雄・坪井清足編『新版 古代の日本』九 東北・北海道、角川書店、一九九二年)

このうち、②の説における関東地方や東北地方南部からの移民と対となる形で在地の住民を内国に移配したという指摘については、柵戸への移民と俘囚や「夷俘」の移配が行われた時期が必ずしも一致せず規模にも差があったこと、また俘囚の移配が開始された当初は移配先が北海道諸国に集中しており、さらに『日本後紀』以下の国史や『類聚国史』などからは近江国の俘囚の動向が多く確認されるなど、関東や北海道諸国以外の一部の国にも移配が集中していたことがうかがわれ、地域的にも必ずしも一致していないなど、幾つかの点で疑問が残る。

①・③・④の諸説について、どれが俘囚や「夷俘」の移配の最大の目的であるかを明らかにする準備は、今回の考察においてはまだできていない。しかし、①・④が、律令国家にとって俘囚や「夷俘」を支配するための極めて現実的な目的であり、③は支配イデオロギー上の目的であって、これらを互いに相容れないものと捉える必要はないと考える。

①・④の説は八・九世紀を通じた移配全般において、その目的とされていたと考えてよいだろう。また、③の説については延暦年間頃より「夷俘」

の移配が開始されることとの関係性にも留意する必要があると武廣亮平氏は指摘している。武廣氏「エミシの移配と律令国家」（千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年）二七四～二七五頁

- (4) 石母田正「古代の身分秩序」（『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は『古代史講座』七、学生社、一九六三年）

- (5) 平川南氏は、『続日本紀』天平宝字二年（七五八）十二月丙午条の「徴_二発坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等_一、造桃生城・小勝柵_一。五道俱入、並就_二功役_一」という記述と、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）正月丙寅条の雄勝城・桃生城の造営に功績のあつた者を報告させることを命じた条文の中に「其軍士・蝦夷・俘囚有_レ功者、按察使簡定奏聞」とある記述が対応することを指摘し、この時期の夷俘とは蝦夷と俘囚を合わせた言葉であるとしている。平川氏前掲註1論文、二八四～二八六頁

- (6) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・延暦十七年（七九八）六月己亥条

- (7) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年（八〇〇）五月己未条（史料5）

- (8) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・大同元年（八〇六）十月壬戌条（表1―9）

- (9) 武廣亮平氏前掲註3論文、二七二～二七四頁

- (10) 武廣亮平氏前掲註3論文、二七一～二七二、二八〇頁

- (11) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・弘仁五年（八二四）二月戊子条

- (12) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年（八〇〇）三月己亥朔条には出雲国の国司が規定以上に俘囚を優遇していたことが問題とされていることが見えるが、同条には「新到俘囚六十余人、寒節遠来、事須_二優賞_一」とあり、この時期にも俘囚の移配は行われていたことが知られる。また、俘囚の生活を保証するための待遇について問題とされていることから、東

北地方から出雲国へ移配されたと推測される。よって、延暦～弘仁年間に移配された集団が史料で「夷俘」と記されている場合、_レ夷俘_レ（帰降した蝦夷・夷）が含まれていることが特徴ではあるが、俘囚も含まれている可能性があることには留意したい。

- (13) 熊谷公男氏は東北地方における「民」「夷」支配の実態面について考察している。熊谷氏「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」（虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年）。

- (14) 田中聡氏は「民」「夷」支配のイデオロギー面について考察している。田中氏「民夷を論ぜず―九世紀の蝦夷認識―」（『立命館史学』一八、一九九七年）

- (14) 『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』には、管見の限り「民夷」のように「民」と「夷」「狄」「俘」のような律令国家に服属した蝦夷系の人々を併記した事例は見られなかった。

- (15) 『類聚国史』巻一九〇・風俗・俘囚・天長九年（八三二）七月丁巳条には「出羽国言_二上窮弊百姓_一。詔令_二振給_一。夷俘亦在_二此内_一」とあり、「民夷」という併記はされていないが、この時も百姓とともに「夷俘」が賑給の対象とされている。また、『日本文徳天皇実録』斉衡元年（八五四）五月戊戌条には「勅_二陸奥国_一、以_二穀一万石_一、賑_二給俘夷_一」とあり、「俘夷」を対象に賑給が行われることもあった。

- (16) 斉衡二年（八五五）の事例（表3―8）は、直接的には奥地の俘囚の抗争が原因とされている。しかし、『日本文徳天皇実録』斉衡二年正月戊申条により、抗争の原因が「又知_二騒擾之由_一。発_二於飢困_一」であったことが知られる。また、『日本文徳天皇実録』斉衡元年（八五四）四月壬午条には「去年不_レ登、百姓困窮」とあり、仁寿三年（八五三）に陸奥国では不作による飢饉が発生したことが知られる。

(17) 平川氏前掲註1論文、三〇二―三〇三頁

(18) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十七年(七九八) 六月己亥条には「勅_二相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等国_一、帰降夷俘、徳沢是憑、宜_下毎加撫恤_一、令_レ無_二帰望_一。時服禄物、毎_レ年給_レ之。其資粮罄絶、事須_二優恤_一」とあり、夷俘に対し時服や禄物の支給が行われていたことが確認できる。しかし、この例は個別的な対応と捉えるべきだろう。

また、『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年(八〇〇) 五月戊午条には、陸奥国で「夷俘」の帰降が相次ぎ、「夷俘」に与える食料が不足しているため、佃三〇町をその財源に充てるとされたことが見えるなど、帰降した直後の「夷俘」には食料を与えていた。

しかし、こうした個別的、あるいは帰降直後の即時的対応とは異なり、全国の俘囚や「夷俘」に対し、一定の期間にわたる救済・食料支給を法令として定めたのは弘仁年間に入ってからである。

(19) この他に東北地方以外の地域で地震が発生した際の詔において「不_レ論_二民夷_一」賑給などの救済を行った事例としては『類聚国史』 卷一七一・災異・地震・承和八年(八四二) 七月癸酉条の例があげられる(表3―4)。伊豆国で地震が発生した際の詔に「不_レ論_二民夷_一」優恤を加えよとある。

(20) 田中聡氏は、「不_レ論_二民夷_一」のような「民」「夷」併記史料の「夷」について、先行研究では多様な蝦夷集団の総体「エミシ系住民」として捉えられてきたが、「夷十俘囚。蝦夷の中で律令国家に従っている者」と理解すべきであると指摘している。田中氏前掲註13論文、三三頁

田中氏は、東北地方において「不_レ論_二民夷_一」賑給を行った事例を検討対象としているが、弘仁九年(八一八) 八月の関東地方の諸国や、承和八年(八四二) 七月の伊豆国での地震発生の際の詔において「不_レ論_二民夷_一」の表現が用いられていることから、ここで「民」と併記されている「夷」

がすでに律令国家に従い内国に移配された俘囚や蝦夷・夷であることは明らかであり、この点から田中氏の見解は妥当なものと考えられる。

(21) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・天長五年(八二八) 閏三月乙未条

(22) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・天長十年(八三三) 二月丁丑条

(23) 小林隆「律令制下の化内・化外人について」(『新しい歴史学のために』二二、一九九三年)

(24) 『日本後紀』 弘仁三年(八二二) 九月戊午条。同条には「己等未_レ脱_二田夷之姓_一、永貽_二子孫之恥_一。伏請改_二本姓_一為_二公民_一、被_レ停_レ給_レ禄、永奉_二課役_一者」という田夷側からの請願が聞き入れられ、公民化されている。

なお、『日本後紀』 弘仁六年(八一五) 三月丁酉条には、陸奥国遠田郡の竹城公音勝らをはじめとする一五五人に一度に賜姓していることが見えるが、この時に公民化したかどうかは触れられていない。

(25) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁十三年(八二三) 九月癸丑条。同条には「伏望、為_二編戸民_一、永從_二課役_一者」という俘囚吉弥侯部小槻麻呂の請願に対し、公戸に附したが課役を免除したことが見える。

なお、『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・天長元年(八二四) 十月戊子条には、常陸国の俘囚公子部八代麻呂ら二人が課役を負担することを願い出て、これを許したことが見えるが、この時に公民化したかどうかは触れられていない。

(26) 熊谷公男氏前掲註13論文

(27) 田中聡氏前掲註13論文

(28) 承和から斉衡にかけて発生した騒乱については、熊谷公男氏が詳細に検討している。熊谷氏は、「民」「夷」間の対立を主要な契機としつつ、エミシ集団相互の対立や、それを利用し北奥に新たな支配体制構築を目指した律令国家のエミシ社会への働きかけなどが複雑に絡み合う状況が、この騒乱

の原因だったとしている。熊谷氏前掲註13論文、一八〇～一八六頁

- (29) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁五年（八一四）二月戊子条、『同』弘仁五年二月癸巳条、『同』弘仁五年五月甲子条、『日本後紀』弘仁五年十一月辛巳条から、荒糧の乱の鎮圧後の対応を知ることができる。

なお、この荒糧の乱については武廣亮平氏が詳しく検討している。武廣氏「出雲国の移配エミシとその反乱」（『出雲古代史研究』七・八、一九九八年）七五～七九頁

- (30) 『続日本後紀』嘉承元年（八四八）二月庚子条、『同』嘉承元年二月壬寅条

- (31) 『日本三代実録』貞観十二年（八七〇）十二月二日己卯条

- (32) 『日本三代実録』元慶七年（八八三）二月九日丙午条、『同』元慶七年二月十八日乙卯条、『同』元慶七年二月廿一日戊午条

- (33) 『日本三代実録』貞観十七年（八七五）五月十日辛卯条、『同』貞観十七年六月十九日庚午条、『同』貞観十七年七月五日乙酉条

- (34) 武廣亮平氏前掲註3論文、二八四～二八六頁

- (35) 石母田正「天皇と「諸蕃」——大宝令制定の意義に関連して——」（『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は『法志林』六〇―三・四、一九六三年）一五～一七頁

- (36) 『続日本紀』における「夷狄」の用例は、養老七年（七二三）九月己卯条、天平九年（七三七）四月戊午条に見られる。養老七年の事例の場合、出羽国蝦夷に賞爵を加えたというものであり、条文の内容から「夷狄」は蝦夷を指していると考えられる。また、天平九年の事例には「山海兩道夷狄等」とあり、山道蝦夷・海道蝦夷のような未服属の蝦夷集団を指していると考えられる。

- (37) 『類聚国史』 卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十一年（七九二）七月戊寅条、『同』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十一年十一月甲寅条。

ただし、奈良時代の宝亀五年以前の朝貢は、「国家的意味を有する儀式」である元日朝賀に参列し、正月十五～十七日に「天皇と臣下との共同体意識高揚の場」としての節会に参加して饗応され、爵・位や物を賜り帰郷するのが基本的な形式なので、これとは異なる臨時の措置と考えられる。拙稿「俘囚の節会参加について——隼人・吉野国栖との比較を通じて——」（『延喜式研究』二三、二〇〇七年）六九～七六頁。延暦八年（七八九）から始まる、胆沢地域への侵略戦を踏まえた措置だろう。

- (38) 弓野正武「蝦夷の族長についての一考察」（『民衆史研究』一二、一九七四年）五七、六〇～六一頁

- (39) 『日本後紀』弘仁二年（八一二）正月丙午条

- (40) 『日本後紀』弘仁三年（八一三）正月乙酉条

- (41) 『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月丁亥条（表2―8）

- (42) 拙稿前掲註37論文、七六～八七頁

- (43) 『類聚三代格』 卷二・造仏名事・貞観十八年（八七六）六月十九日太政官符

- (44) 律令国家が弘仁年間に「夷俘」を対象として節会参加を許可したのは、延暦十三年以降に移配された「夷俘」の有力な集団を掌握し、支配を円滑に進めようとした即時的な対応だったこと、また承和年間に朝拝に参列した俘囚はあくまで外五位のものととしての待遇を受けており、この頃はまだ俘囚身分であることによる特別な役割を担わせる段階には到っていないかったことを以前に指摘した。拙稿前掲註37論文、七六～七七頁。拙稿「俘囚の元日朝拝参列について——『法曹類林』承和七年二月十七日問答より——」（『法政史論』三九、二〇一二年）一二～一五頁

これらは、弘仁年間に境に俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念を徐々に付加するようになったとした先ほどの指摘と一見矛盾する。しかし、これは第

三章で述べた九世紀の「民」「夷」支配における二面性の延長上の事象として理解することができる。弘仁年間や承和年間に節会や朝拝に参列した俘囚や「夷俘」に対し、支配の円滑化を目的としていた点や俘囚を差別することなく外五位のものとして待遇した点は、安定化を目的とする支配の実態面と軌を一にするものである。一方、俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念を付加していくことになった点は、支配のイデオロギー面の延長として捉えられる。

節会参加においては、こうした二面性が長期間維持されることはなかった。白馬節会や豊明節会の際は、建礼門内の東脇に国栖座、西脇に俘囚座が設けられ、俘囚は吉野国栖と対置されていた。この場合は、明らかに俘囚身分が意識されており、東北地方に実在する蝦夷に替わり「夷狄」観念を象徴する存在として、節会に参加させられていたと考えられる。結果として、節会参加という場面においては支配のイデオロギー面が強まっていた。拙稿前掲註37論文、一〇〇頁

(45) 弘仁七・八年の例以降、六国史や『類聚三代格』などからは、同一条文内で俘囚や「夷俘」を「夷狄」と直接的に言い換えている事例はあまり見出せなかった。唯一の事例として『日本三代実録』元慶二年（八七八）七月十日癸卯条があげられる。「津軽地夷狄或同、或不_レ同」とあり、津軽の夷狄が敵側に同調するかしないか分からないと述べているが、さらにその後で「津軽夷俘、其党多_レ種（中略）若速_レ逆賊、其鋒難_レ当」としていることから、「津軽地夷狄」と「津軽夷俘」はほぼ同じ対象を指していると思われる。

ただし、その一方で『日本後紀』『続日本後紀』『日本三代実録』などの国史や『類聚三代格』には九世紀以降においても東北地方に居住する人々を「夷狄」と表現している史料は多く見られ、それらの全てが未服属の蝦

夷のみを指しているとは考えがたい。むしろ俘囚や「夷俘」身分も含めて、東北地方の蝦夷系の人々を「夷狄」と表現することが常態化していくものと考えられる。

(46) 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇。初出は『歴史学研究』二八七、一九六四年)二九一～三〇一頁
(47) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『日本中世境界史論』岩波書店、二〇一三年。初出は『思想』八四七、一九九五年)一三～二三頁

「付記」

本稿は二〇一一年六月四日に開催された法政大学史学会大会での口頭報告「平安初期民夷支配の検討」、二〇一一年一〇月二九日に開催された、あたらしい古代史の会での口頭報告「九世紀「民夷」支配の検討」をもとに、内容を一部補訂し作成したものである。貴重な報告の機会をお与え下さり、また多くのご指摘やご助言を賜った各会の皆様に、篤く御礼申し上げます。

表 1 俘囚・夷俘の移配事例

	年・月・日	移配前	移配後	人数	理由	出典
1	神亀2年(725)閏正月4日	(陸奥) ＊	伊予 筑紫 和泉監	144 578 15	(俘囚)	続日本紀 〈日本紀略〉 〈扶桑略記〉
2	天平10年(738)	陸奥	摂津職	115	(俘囚)	正倉院文書 正集一七 天平十年駿河 国正税帳
3	宝亀7年(776)9月13日	陸奥	大宰管内諸国	395	(俘囚)	続日本紀
4	宝亀7年(776)11月29日	出羽	大宰管内・讃岐 諸司及び参議已上 に班賜	358 78	(俘囚)	続日本紀
5	延暦14年(795)5月10日	陸奥	日向	66	俘囚吉弥侯部真麻呂を殺害した、俘 囚大伴部阿弓良等妻子親族を配流	類聚国史
6	延暦18年(799)12月16日	陸奥	土佐	4	(俘囚)野心改まらず、賊地と往還	日本後紀
7	延暦19年(800)3月1日		出雲	60余	(俘囚)	類聚国史
8	延暦24年(805)10月23日	播磨	多櫛嶋	10	(俘囚)野心改まらず	日本後紀
9	大同元年(806)10月3日	近江	大宰府	640	夷俘を防人にあてる	類聚国史
10	弘仁11年(820)6月11日	因幡	土佐	6	(俘囚)百姓の牛馬を盗む	類聚国史
11	弘仁14年(823)5月5日	甲斐	伊豆	13	賊首吉弥侯部井出麿等大少男女13人 を配流	類聚国史
12	天長8年(831)2月9日	甲斐	駿河		俘囚吉弥侯部三気麻呂・吉弥侯部草 手の二烟を駿河国に附貫。魚塩に便 なり	類聚国史
13	天長9年(832)12月20日	伊予	阿波	5	(俘囚)情願にしたがう	類聚国史
14	貞観11年(869)12月5日	諸国	大宰府		要所に分番させ新羅海賊に備える (俘囚・夷俘・俘夷の表記が混用)	日本三代実録 〈類聚三代格〉
15	寛平7年(895)3月13日	諸国	博多警固所	50	新羅凶賊に備えるため、夷俘50人を 増員	類聚三代格

・拙稿註（2）前掲書（2008 年）120－121 頁をもとに、一部修正して作成
＊『続日本紀』には国名が記されていないが、『日本紀略』『扶桑略記』に「陸奥俘囚」とあることによる

表 2 弘仁年間の俘囚・夷俘支配に関する法令の整備

	年・月・日	内容	史料
1	弘仁2年(811)2月8日	諸国に居住する夷に対し、子供の代まで公糧を支給することを定める	後紀
2	弘仁2年(811)3月11日	諸国に俘囚計帳を進上させる	後紀
3	弘仁3年(812)6月2日	諸国に夷俘長を置く	後紀
4	弘仁4年(813)2月25日	俘囚を賑給の対象とする	後紀
5	弘仁4年(813)11月21日	播磨・備前・備中・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前の国々の夷俘専当国司を定める	類史
6	弘仁4年(813)11月24日	諸国の介以上一人を夷俘専当国司に定める	類史
7	弘仁5年(814)12月1日	帰降夷俘を夷俘と呼ぶことを禁じ、姓名または官位で呼ぶことを定める	後紀
8	弘仁6年(815)正月15日	摂津・美濃・丹波・播磨等の国の夷俘で、五品の者の節会への参加を許す	後紀
9	弘仁7年(816)10月10日	口分田班給後、六年以上経った夷俘から田租を徴収することを定める	類史
10	弘仁8年(817)9月10日	常陸国の申請により、前年に定めた夷俘の田租徴収を免除することを許す	類史

・出典は略称を用いた。後紀→日本後紀、類史→類聚国史

表 3 「民夷」並記事例一覧

	年月日	地域	内容	出典
1	弘仁9年(818)8月19日	相摸・下総・常陸・上野・下野*	7月に地震の被害を受けた諸国の人々に、民夷を論ぜず賑恤を加えることとする	類史
2	天長7年(830)4月25日	出羽	地震による被害者の租調を免除し、民夷を論ぜず賑給するように命じる	類史
3	承和7年(840)3月26日	陸奥	庚申の年であることに陸奥国奥邑の民が動揺し逃亡する。これを鎮めるため、援兵を動員したことを陸奥国が報告する。よく夷民を制し威徳を施せとある	続後紀
4	承和8年(841)7月5日	伊豆	地震による被害者の租・調を免除し、民夷を論ぜず優恤を加えることとする	類史
5	嘉承3年(850)8月4日	陸奥	鎮守将軍・陸奥介・陸奥出羽按察使を歴任した坂上清野が死去する。按察使在任中は、夷民和親し、閑塞無事だったとされる	文実
6	嘉承3年(850)11月23日	出羽	地震による被害者の租・調を免除し、民狄を問わず食料を支給することとする	文実
7	斉衡元年(854)8月16日	陸奥	鎮守将軍伴三宗が死去する。民夷之を傷むとある	文実
8	斉衡2年(855)正月27日	陸奥	陸奥国が援兵2000人の増員を請うが、城柵近傍から兵1000人を徴発する。民俘を論ぜず優恤を加え、糒一万石を与える	文実
9	貞観9年(868)3月9日	陸奥	前陸奥守坂上当道が死去する。在任中は境内肅如にして民夷之を安んずとされる	三実
10	貞観11年(869)10月13日	陸奥	地震や津波で被害にあった人々の租・調を免除し、民夷を論ぜず食料を支給することとする	三実
11	元慶4年(880)2月25日	出羽	出羽国雄勝・平鹿・山本郡の調庸を一年間免除することとし、三郡狄俘八百三人に不動穀を支給する。若し優恤せざれば民夷和し難しとある	三実

・六国史と『類聚国史』を対象とする。

・出典は略称を用いた。類史→類聚国史、続後紀→続日本後紀、文実→日本文徳天皇実録、三実→日本三代実録

*この地域は『類聚国史』巻一七一・災異五・地震・弘仁九年七月条による。

